

(昭和三十三年一月一日から同年
新法第十五条の六の規定の適用については、同条第一号中「利益の分配及び剰余金の分配」とあるのは「利益の分配及び剰余金の分配

新法第六条第九号及び第十号、第九条第一項第一号及び第二号、第十七条、第四十一条第一項並びに第六十二条の四の規定は、この法律の施行後に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配について適用し、この法律の施行前に支払を受けるべき当該収益の分配については、なお従前の例による。昭和三十三年中に支払を受ける

附 則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、次項から附則第六項までに定めるものを除くほか、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

十八条の規定による所得税の徴収及び新法第三十九条の規定による申告書の提出は、要しないものとする。この場合において、新法第六十二条の規定の適用は、あるものとし、昭和三十四年一月一日以後において当該給付の支払を受ける者のその年中ににおける前項に規定する所得の金額の合計額が五万円以上であるときは、同項の規定を準用する。

6 新法第三十一条第三項及び第四十七条第三項の規定を適用する場合において、所得税額の還付が昭和三十二年分以前の所得税に係るものであるときは、新法第三十一項第三項（新法第四十七条规定段において準用する場合を含む）中「当該提出期限の翌日」とあらわるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第一号）の施行の日」と読み替えるものとする。

新法第三十一条第三項及び第四項
第十七条第三項の規定は、この法律
の施行後にこれらの規定に規定す
る還付の請求があつた場合におい
て還付すべき所得税額に加算すべ
き金額の計算について適用し、こ
の法律の施行前に当該還付の請求
があつた場合において還付すべき
所得税額に加算すべき金額の計算
については、なお従前の例による。

改正後の所得稅法第九条第一項第二号に規定する証券投資信託の収益の分配をいう。以下次号において同じ。」とする。

理由

証券投資信託の収益の分配に対する
る課税方式を簡素化し、給与所得者が
が確定申告書の提出を要しない場合
を拡張し、確定申告書の添附書類及
び還付加算金の計算についての規定
の整備を図るほか、共済組合等が支
払う年金給付につき源泉徴収を要し
ない限度額を定める必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由で
ある。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

三十四年三月三十一日までの間に
支払を受けるべき証券投資信託の
収益の分配に係る配当所得に対する
新法第十七条、第十八条第一項
若しくは第二項、第三十七条又は
第四十一条の規定の適用について
は、これらの規定に規定する百分
の二十の税率は、百分の六の税率
とする。

右
国会に提出する。
昭和三十三年一月二十九日

三十四年三月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に対する新法第十七条、第十八条第一項若しくは第二項、第三十七条又は第四十一条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の六の税率とする。

第十八条第一項中「その決算確定の日から二十日以内」を「その指定した日まで」に改め、同条第二項中「申告書」を「同項本文の規定による申告書」に、「決算確定の予定期日」を「申告書の提出期限として指定を受けようとする日」に改め、同条第四項中「当該申請の承認があつたものとみなす。」を「当該申請に係る指定を受けようとする日を政府の指定した日と

信託の収益の分配については、内国外法人から受けける利益の配当又は剰余金の分配に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額の分配に限る。以下同じ。」を削り、「当該利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に因り受けた金額」を「当該利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額又は証券投資信託の収益の分配に因り受けた金額のうち内国外法人から受けける利益の配当若しくは剰余金の分配に係るものとして命令の定めるところにより計算した金額」に、「当該利息の額」を「命令の定めるところにより計算した利息の額」に改める。

間が離れる」ことあるのむ、「第二十二条の規定による決定により賃付をなす場合には、当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限の翌日から当該決定のなされた日までの期間を除く。」と読み替えるものとする。

してその承認があつたものとみなす。」に改め、同条第五項中「当該申請について申告書の提出期限を指定して承認をなし」とする規定の承認を「当該申請について申告書の提出期限を指定して承認をなし」とする。

第二十一条第一項中「その決算確定の日から二十日以内」を「その指定した日まで」に改める。

第二十六条第四項中「百分の四十五」を「百分の三十九」に、「百分の三十」を「百分の二十八」に改める。

第二十六条第八第四項中「充當をなす日までの期間」の下に「(第一項)の規定に基く還付の請求が当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限後になされた場合には、当該期限の翌日から当該請求のなされた日までの期間を除く。」を加える。

第三十三条の二第四項に後段として次のようく加える。

この場合において、第二十六条の八第四項中「第一項の規定に基く還付の請求が当該中間納付額に係る事業年度の第二十一条の規定による申告書の提出期限後になされた場合には、当該期限の翌日から当該請求のなされた日までの期

人税額」に改め、同条第一項各号中「課税標準」の下に「又は法人税額」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この附則に特別の定がある場合を除くほか、改正後の法人税法(以下「新法」という。)の規定は、法人(新法第一条第二項に規定する人格のない社団等)を含む。以下同じ。)の昭和三十三年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日

3 法人の昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人的申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

4 法人が昭和三十三年四月一日以後に新法第十九条第一項本文の規定による申告書を提出する場合

(新法第十九条第六項の規定により当該申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。)において、同条第一項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定したものでないときは、これらの税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定法人税額が新法第十七条の規定により算出されたものでないときは、これらの税額のうち各事業年度の所得に対する税額(旧法第十七条の二の規定により加算した法人税額を除く。)は、新法第十九条第一項本文及び第二項の規定にかかるわらず、当該事業年度又は被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第十七条の規定を適用するものとして計算した金額による。

5 新法第九条の六第一項の規定

は、法人が昭和三十三年四月一日以後に分配を受けるべき証券投資信託の収益の分配について適用し、同日前に分配を受けるべき収益の分配については、なお従前の例による。

6 新法第二十六条の八第四項及び

第三十三条の二第四項の規定は、この法律の施行後にこれらの規定に規定する還付の請求又は決定があつた場合において還付すべき新法第二十六条の八第一項に規定する中間納付額(以下「中間納付額」という。)に加算すべき金額の計算について適用し、この法律の施行

納付額に加算すべき金額の計算については、なお従前の例による。

7 新法第二十六条の八第四項及び第三十三条の二第四項の規定を適用する場合において、中間納付額の還付がこの法律の施行前に旧法第二十二条の規定による申告書の提出期限の到来した事業年度に係るものであるときは、新法第二十

六条の八第四項中「当該期限の翌日」とあり、又は新法第三十三条の二第四項中「当該中間納付額に係る事業年度の第二十二条の規定による申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「法人税法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二号)の施行の日」と読み替えるものとする。

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

閑税定率法の一部を改正する法律の一一部を改正する法律

閑税定率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のようにより改正する。

附則第五項、第八項、第十二項、第十五項及び第十六項中「昭和三十三年三月三十日」を昭和三十四年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

「一条(六)」に改める。

第十二条第一項中「その用に供する期間」の下に「(以下この項において「使用期間」という。)」を加え、「当該機械設備等を取得し、又は製作するため必要とした金額の百分の九十に相当する金額に当該各号に掲げる期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。」を「当該各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(その年が第一号及び第二号に掲げる期間を含むものであるとき)を「当該各号に掲げる金額の合計額」とする。」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加えて、その期間を一年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最近における経済状況等にかわり、昭和三十三年三月三十日に期限が到来する閑税の減免制度について、その期間を一年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 その用に供した日から同日以後一年を経過した日の前日までの期間 当該機械設備等の取得額の百分の五十に相当する金額に当該各年の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二 前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間 当該機械設備等の取得額の百分の四十に相当する金額に当該各年の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

閑税特別措置法の一部を改正する法律

閑税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六項、第七項、第八項、第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、この法律の施行後は適用しない。

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

機械設備等の取得価額の百分の九十に相当する金額をこえる場合に、同項の規定にかかわらず、そのこえる金額は、各年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入しない。

第十二条の次に次の二条を加える。

(新技术企業化用機械設備等の特別償却)

第十二条の二 青色申告書を提出する個人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十八年三月三十日までの間に、企業合理化促進法第五条第一項の規定による承認を受けた場合において、当該承認を受けた機械設備等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該機械設備等を製作して、これにつき同条第二項に規定する証明を受けたときは、当該承認に係る新技術の企業化の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該證明を受けた機械設備等の減価償却額として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額以下の場合当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一条第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける機械設備等については適用しない。

3 第十条第一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける機械設備等について準用する。

4 第十条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十三条第一項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

第十七条第一項中「昭和三十二年十二月三十一日」を「昭和三十四年十二月三十一日」に改める。

第十八条 削除

第二十条第一項中「昭和三十二年」を「昭和三十四年」に改め、同条第四項中「昭和三十四年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

第二十一条第一項各号列記以外の部分中「第二号及び第三号」を「第二号、第三号及び第十一号」に改め、同項第八号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加え、同項第十一号中「(第七条第五項に規定する对外支払手段をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「前号を「前二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 対外支払手段(第七条第五項に規定する对外支払手段をいふ。以下この条において同じ。)を対価として行う三国間の運送

(海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第十九条の四第一項に規定する本邦以外の地域の各港間の運送をいい、前号に掲げる運送を除く。以下この条において同じ。)

第二十一条第二項第三号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加え、同条第三項中「、第十号又は第十一号を又は第十二号までに改め、「輸出貨物の運送であつたこと」の下に「、当該取引が対外支払手段を対価として行う三国間の運送であつたこと」を加える。

第二十二条の二第一項各号中「同二月三十一日」を「昭和三十四年十二月三十一日」に改める。

第二十三条第一項第四号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加える。

第二十四条の見出しを「(開墾地等の農業所得の免稅)」に改め、同条第一項中「昭和三十二年十二月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に改め、同条第十一号及び第十二号中「(第七条第五項に規定する对外支払手段をいう。以下この条において同じ。)」を「(當該開墾、埋立若しくは干拓により耕作の用に供することができることとなつた日の属する年又はその翌年中に改め、「又は採塩」(塩専用法(昭和二十四年法律第百十二号)第一条第一項又は第二項に規定する塩又はかん水の採取をいう。以下この項において同じ。)及び「又は採塩」(塩専用法(昭和二十四年法律第百十二号)第一条第一項又は第二項に規定する塩又はかん水の採取をいう。以下この項において同じ。)」を削る。

第五節 貯蓄控除

(用語の意義)

第四十一条の二 この節において「長期貯蓄契約」とは、預金、郵便貯金、定期積金若しくは合同運用信託(貸付信託を除く。以下この項において「預貯金等」と総称する)に関する政令で定める金融機関との契約(勤務先に対する預け金に係る契約その他これに準ずるものを除く)、公債、社債、貸付信託若しくは株式(以下この条において「証券」という。)の購入に関する政令で定める証券業者(社債のうち特別の法令により金融機関が発行する債券については、当該金融機関を含み、貸付信託の受益証券については、当該受益証券を発行する信託会社又は信託業務を営む銀行とする)との契約又は生命保険(郵便年金を含む。以下この条において同じ。)に関する契約(勤務先との契約又は当該勤務先との他の契約の支払を受ける者が、当該給与その他の報酬の支払日に、その支払を受ける場所において又は当該勤務先その他の契約先を通じて当該給与その他の報酬の金額のうちから預入等をする旨を内容とする契約)。

イ 一定の勤務先その他の契約先から引き続き勤務その他の役務の対価として給与その他の報酬の支払を受ける者が、当該給与その他の報酬の支払を受けた場合に、その他の報酬の金額のうちから預入等をする旨を内容とする契約。

ロ イに掲げる契約のほか、その者がその所得に係る収入金額の支払を受けた場合に、当該収入金額のうちから預入等を受ける者(以下この節において「契約者」という。)がその名義により結婚したものであり、かつ、生命保険に関する契約については、その契約者又はこれと生計を一にする配偶者その他の

親族を保険金又は年金の受取人とするものであること。

二 当該契約の履行のため、毎月払込(以下この節において「預入等」という。)をするもので、その最初の預入等の日を含む月から最後の預入等の日を含む月までの期間(以下この項において「積立期間」という)が六月以上であること。ただし、次に掲げる契約については、政令で定める特別の要件によることがでるべきものとし、生命保険料の払込期間が五年をこえる生命保険に関する契約については、毎年一回以上生命保険料の払込をするものであることをもつて足りるものであることをもつて足りるものである。

三 一定の勤務先その他の契約先から引き続き勤務その他の役務の対価として給与その他の報酬の支払を受けた場合に、その他の報酬の金額のうちから預入等をする旨を内容とする契約。

ハ その他本文に定める要件によることが困難な特別の事情がある場合のうち政令で定め

る場合における契約
三 当該契約の履行のため最初に
預入等をした日から、積立期間
の二分の一に相当する期間を経過
に該当する場合には、政令で定
める日（翌日以後二年を経過
する日（積立期間が四年をこえ
る契約については、その初日以
後四年を経過する日）の前日ま
での期間（以下この項において
「貯蓄期間」という。内に、預貯
金等の期間（郵便貯金に関する
契約にあつては、さえ置きを約
定した期間）、証券（株式を除
く。以下この号において同じ。）
の償還期限までの期間又は生命
保険の保険期間（郵便年金に関
する契約にあつては、年金の支
払が開始する日の前日までの期
間）が満了しないものであるこ
と。ただし、貸付信託の受益証
券その他政令で定める証券の購
入に関する契約にあつては、購
入するすべての当該証券につい
て、その購入の日から償還期限
までの期間が二年のものである
ことをもつて足りる。

四 当該契約に係る証書におい
て、契約者が貯蓄期間（前号た
だし書の規定に該当する場合には、それぞれの証書について、
その購入の日から償還期限まで
の期間とする。以下この項にお
いて同じ。内に、当該契約（こ
れに基いてする預貯金等に係る
契約を含む。）を解除せず、並び
に当該契約に係る権利又は当該
契約に基き取得した証券を譲渡
あるものとし、その額は、当該

せす、及び担保に供しない旨の
意思を表示しており、かつ、証
券の購入に関する契約にあつて
は、当該契約に基き取得する証券
を貯蓄期間を通じて政令で定め
るところにより寄託し、又は登
録する旨の特約があること。
五 公債若しくは社債について貯
蓄期間中に抽せんによる繰上償
還があつた場合又は当該契約若
しくはその履行につき前各号に
掲げる要件に該当しないことと
なる事実が生じた場合その他こ
れに準ずる場合のうち政令で定
めた金額をもつて前段に規定する
生命保険料の払込に充てたときは、当該生命保険料の金
額から当該剩余金の額を控除し
た金額をもつて前段に規定する
生命保険料の金額とする。

2 この節において「貯蓄」とは、契
約者が長期貯蓄契約に基いてする
金銭の預入等（前項第二号に掲げ
る要件に該当しない部分の預入等
を除く。）をいう。
3 この節において「貯蓄金額」と
は、貯蓄をした金額をいい。ただ
し、次の各号に規定する貯蓄につ
いては、それぞれ該当各号に定め
ることによる。

一 生命保険に関する契約に係る
貯蓄（所得税法第十一條の七に
規定する命令で定める保険料に
係る貯蓄を除く。）については、
その年に規定する貯蓄に係
る生命保険料の金額（当該契約
に係る契約者について他に同条
の規定の適用を受ける生命保険
料の金額があるときは、当該金
額を加算した金額）が三万円を
こえる場合に限り、貯蓄金額が
あるものとし、その額は、当該

貯蓄に係る生命保険料の金額の
うちそのこえる金額に相当する
部分の金額とする。この場合に
おいて、その年中において当該

前項の規定により計算した金額を
もつて、その者の確定した同項の
規定による控除額とする。

第四十一条の四 確定申告書又は所
得税法第二十九條第一項から第三
項までに規定する申告書を提出す
る居住者で、前条第一項の規定に
よる控除額（以下この節において
「貯蓄控除額」という。）の控除を受
けようとするものは、政令で定め
るところにより、当該申告書にそ
の年中の貯蓄金額、貯蓄控除額そ
の他必要な事項を記載し、かつ、当
該申告書に第四十一條の六第二項
の規定により交付された貯蓄金額
の証明に関する書類を添附しなけ
ればならない。

2 所得税法の施行地において支払
を受ける給与所得を有し、当該給
与所得につき同法第四十条の規定
の適用を受ける居住者で、貯蓄控
除額の控除を受けようとするもの
は、政令で定めるところにより、
その年中の貯蓄金額、貯蓄控除額
その他の必要な事項を記載した申告
書（以下この条において「給与所得

の金額は、貯蓄金額のうちに含
まれないものとする。
（貯蓄控除）
第三条四月一日以後において長期貯
蓄契約を締結し、当該契約に基いて
同日から昭和三十四年十二月三十
一日までの間に貯蓄を行つた場合
には、所得税法第十三条から第十
五条までの規定により計算した昭
和三十三年分又は昭和三十四年分
の所得税額から、それぞれその年
中の貯蓄金額の百分の三に相当す
る金額（その金額が六千円をこえ
るときは、六千円）を控除する。

2 前項の規定の適用については、
確定申告書、所得税法第二十九條
第一項から第三項までに規定する

者の貯蓄控除申告書といふ。）に
おいては次の表の上欄に掲げる
所得税法の規定中同表の中欄に掲
げる字句に読み替え、また、同
法の他の規定を政令で定めるこ
とに、これを当該支払者の所轄税務
署長に提出しなければならない。
（貯蓄控除申告書の提出について、同法第三十九條
第六項の規定は、給与所得者の貯
蓄控除申告書の提出について、そ
れぞれ準用する。

3 第一項又は第二項の規定による
確定申告書若しくは所得税法第二
十九條第一項から第三項までに規
定する申告書又は給与所得者の貯
蓄控除申告書の提出があつた場合
においては次の表の上欄に掲げる
所得税法の規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句に読み替え、また、同
法の他の規定を政令で定めるこ
とに、これを当該支払者の所轄税務
署長に提出しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による
確定申告書若しくは所得税法第二
十九條第一項から第三項までに規
定する申告書又は給与所得者の貯
蓄控除申告書の提出があつた場合
においては次の表の上欄に掲げる
所得税法の規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄
に掲げる字句に読み替え、また、同
法の他の規定を政令で定めるこ
とに、これを当該支払者の所轄税務
署長に提出しなければならない。

条項	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七
第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七
第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七
第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七
第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七

第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七
第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七
第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七
第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七
第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七	第五十五条の七

各港間の運送をいい、前号に掲げる運送を除く。以下この条において同じ。)

第五十五条第三項第三号中「メリヤス加工」の下に「、縫製加工」を加

え、同条第四項中、「第十号又は第十一号」を又は第十号から第十二号までに改め、「輸出貨物の運送であつたこと」の下に、「当該取引が対外支払手段を対価として行う三國間の運送であつたこと」を加える。

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

開始し、同日を含む事業年度（以下この項において「改正初年度」と

豊加工は各部の金額に各年の四月一日から十二月三十一日までの間ににおいて事業

第五十七条第一項第四号中「メリ
ト第一号及び第三号」を「同項第二
号、第三号及び第十一号」に改め
る。

2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十二条及び第十四条の規定は、この法律の施行後に企業合理化促進法（昭和二十一

いうふりにおいて、新法第二十一条

第五十二条第一項中「昭和二十三年十二月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。
ヤス加工」の下に「、縫製加工」を加える。

七年法律第五号)第四条第一項の規定による承認を受けるための申請を行ひ、当該承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算について適用し、この法律の施行前に当該承認を受けるための申請を行ひ、当該承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算について適用するものとする。

新法第二十二条第一項第八号若しくは第五十五条第一項第八号に規定する縫製加工があるとき、又は新法第二十二条第一項第八号若しくは第五十五条第一項第八号に規定する者が改正初年度において、新法第二十二条第一項第四号若しくは第五号若しくは第五十五条第一項第八号に掲げ一項第四号若しくは第五号に掲げ

第七十七条第一号中「塙專売法」の下に「昭和二十四年法律第二百十一号」を加える。

3 個人又は法人が昭和三十三年三月三十日までに改正前の組税特例は、なお従前の例による。

る取引をした場合において、これらの取引に係る物品についての縫製加工で他の者に委託してされた

第七十九条第一項中「昭和三十二年三月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に改める。

別措置法(以下「旧法」という。)第十八条又は第五十二条に規定する重油ボイラーチを当該重油ボイラーチ以外のボイラーチに改造した場合における必要な経費又は損金に算入する金額の計算については、なお従前の例による。

ものがあるときは、それぞれ、次の表(一)又は表(二)の上欄に掲げる新法の規定の適用については、これらの規定中これらの中欄に掲げる字句は、それぞれこれらの下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三十三年三月二十八日 衆議院会議録第二十二号 所得税法等の一部を改正する法律案外三案

に発せられる預金証書その他政令

四 新法第二十二条、第二十三条の 二、第二十三条、第五十五条、第

表(一)	条項	読み替えられる規定	読み替える規定
------	----	-----------	---------

立表

第二十一條の二 第一項	第三項	読み替える規定
<p>第五十五条の二 第一項</p> <p>第五十五条の二 第一項</p> <p>基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額</p> <p>基準輸出金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額</p> <p>基準輸出金額から同項第八号に規定する縫製加工に係る部分の金額を控除した金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額</p> <p>基準輸出金額から同項第八号に規定する縫製加工に係る部分の金額を控除した金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額に昭和三十三年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した</p>	<p>基準輸出金額から同項第八号に規定する縫製加工に係る部分の金額を控除した金額に当いた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額にそ</p> <p>の年中において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額にそ</p> <p>の年中において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額にそ</p> <p>の年中において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額にそ</p>	<p>第二十一條の二 第一項</p> <p>基準輸出金額から同項第八号に規定する縫製加工に係る部分の金額を控除した金額に当いた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額にそ</p> <p>の年中において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額にそ</p> <p>の年中において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額にそ</p>

<p>ものについては、当該取引による収入金額で縫製加工に係るものから、当該縫製加工の委託によりその受託者に支払う金額に相当する金額に九を乗じて十二で除して計算した金額を控除した金額によるものとする。)</p>
<p>(前条第三項各号に規定する取引については、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額)</p>
<p>(前条第二項各号に規定する取引で同項第三号の縫製加工に係るもの以外のものについては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額によるものとし、同項第二号に規定する取引の縫製加工に係るものについては、当該取引による収入金額で縫製加工の委託によりその受託者に支払う金額に相当する金額に昭和三十三年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額を控除した金額によるものとする。)</p>
<p>十一日までに当該個人(その相続人を含む)の耕作又は採塩の用に供した場合におけるその者の所得について、なお従前の例による。</p>
<p>7 新法第二十五条の規定は、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人(その相続人を含む)が昭和三十四年一月一日以後に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者</p>

以上のほか、還付加算金の計算について還付の請求がおくれたため還付金の還付ができなかつたような場合に、その遅延期間について還付加算金を計算しないこととする等、所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、審議の結果、昨二十七日質疑を終了し、次いで討論に入りましたところ、社会党を代表して横山委員より反対の旨の討論が行われました。次いで、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

なお、本案に関連して、横山利秋君外十二名より、政府は標準家族年三十二万円までは課税を免除する所得税改正案を中心とする低額所得者のための減税法案を提出すべきであるとの決議案が提出されました。採決の結果、起立少数をもつて否決されました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

その内容のおもなものは、法人の税負担の軽減に資するため法人税率一律に二又づ引き下げるとともに、軽減税率の適用範囲を、現在の年所得百万円以下から年所得二百万円以下の金額に引き上げることとしたしております。この結果、改正後の各事業年度の所得に対する法人税率は、普通法人にあっては、年二百万円以下の金額については百分の三十三、年二百万円を超える金額については百分の三十八に、特別法人及び公益法人等にあっては百分の二十八にそれぞれ引き下げられ、また、清算所得に対する法人税率は、清算所得のうち積立金等からなる部分の金額以外の金額について、普通法人

百分の四十三、特別法人百分の三十八にそれぞれ引き下げられること等となつております。以上のほか、証券投資信託の収益に対する課税方式及び還付加算金の計算については、所得稅法の改正に準じた改正規定を設けております。

本案については、横山利秋君外十二名提出の修正案が提出されました。その修正の内容は、法人税率並びに輕減税率の適用範囲を改めようとするものであります。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、昨二十七日質疑を終了しました後、本修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見を聽取しましたところ、坊大蔵政務次官は反対の意見を述べられました。

次いで、討論に入り、社会党を代表して横山委員より、社会党提出の修正案に賛成、政府原案に対しては反対の旨の討論が行われた後、直ちに採決いたしましたところ、まず横山利秋君外十二名より提出の修正案は起立少數をもつて否決され、本案は起立多数をもつて原案の通り可決されました。

次に、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和三十三年三月二十三日に関税の免除または軽減の期限が到来する物品、すなわち、重要機械類、学童給食用乾燥脱脂ミルク、原子力研究用物品、小麦、A重油、四エチル鉛、航空機等の課税免除物品並びに原油、B・C重油、カーボンブラック等の軽減税率適用物品につきましては、

最近における経済状況等に顧み、その
いたそとをするものであります。
本案につきましては、審議の結果、
昨二十七日質疑を終了し、社会党を代表
して横山委員より反対討論のあつた後、
直ちに採決いたしましたところ、
起立多数をもつて原案の通り可決いた
しました。

最後に、租税特別措置法の一部を改
正する法律案について申し上げます。
そのおもな改正の内容のまことに第二
は、貯蓄の増強に資するための臨時措
置として新たに貯蓄控除制度を創設し
て、昭和三十三年四月一日から昭和三
十四年十二月三十一日までの間に特定
の長期貯蓄を行なった個人の昭和三十
三年分及び三十四年分の所得税につい
て、年間貯蓄額の三%相当額、最高六
千円をそれぞれの年分の所得税額から
控除することとしたものであります。
この貯蓄控除の対象となる貯
蓄の種類は、預貯金、合同運用信託、
公社債、証券投資信託、株式及び生命
保険とし、その貯蓄の形態は、継続的
な長期貯蓄の風習を奨励し、かつ、既
存の貯蓄からこの貯蓄に振りかえて貯
蓄控除の適用を受けるような弊害を防
止する見地から、原則として六ヵ月以
上毎月一定額の積み立てを行うもので
あること、及び、その平均預入期間が
二年以上のものであることを条件とい
たしております。

第二は、科学技術の振興に資するた
めの特別償却制度の拡充であります。
すなわち、まず、試験研究の実施を獎
励するため、現行の試験研究用機械設
備等の特別償却制度を拡充するととも

に、重要な新技術の企画化を促進するため、新たに新技術企画化用機械設備等の特別償却制度を設けることとしております。

第三は、輸出振興に資するための輸出所得控除制度の改正等であります。すなわち、輸出所得控除制度についても、前国会においてその拡充をはかつたのであります。が、今国会においても同制度についてさらに若干の改正を行います。対外支払い手段を対価とする三行間の運送についても、特別控除率を引き上げる等の改正を行おうとするものであります。

第四は、現行の住宅建設促進のための特別措置の適用限度を延長したこととあります。すなわち、新築貸家住宅に対する特別償却制度及び新築住宅に関する登録税の軽減及び非課税措置について、それぞれ適用期限を昭和三十七年三月三十一日まで延長することとしたとしております。

以上のはが、航空機の乗客に対する通行税の軽減措置等について、これら特別措置がなお必要と認められる期間、その適用期限を延長するとともに、その他所要の規定の整備をはかるることとしたとしております。

本案については二つの修正案が提出されております。まずその第一は横利秋君外十二名提出のものであります。その内容は、今回新たに創設される貯蓄控除制度を削除しようとするものであります。第二は大平正芳君外十五名提出のものであります。その内容は、相互銀行の主要業務である相互掛金のうち貯蓄的性質を持つ相互掛金についても今回の貯蓄控除制度の対象に含めようとするものであります。

本案並びに修正案につきましては、慎重審議の結果、二十七日質疑を終了し、次いで討論に入りましたところ、社会党を代表して、横山委員は、社会党提出の修正案に賛成、政府原案並びに自民党提出の修正案に対しても反対しては反対しては反対でした。この對の旨の討論が行われました後、直ちに採決いたしましたところ、まず、横山利秋君外十二名より提出の修正案は起立少數をもつて否決され、大平正芳君外二十五名提出の修正案並びにこの修正部分を除く原案についてはいすれも起立多数をもつて可決され、よつて、本院は修正議決すべきものと決ました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○横山利秋君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されたした政府提出の税法四法案に反対し、社会党提出の修正案に心から賛成をいたすものであります。(拍手)

昭和三十三年度の税制改正案の成案過程は、予算編成が神武以来の難航を見苦しさを露呈いたしましたのと表裏一体をなすものであります。元来、昨年九月十日、三十三年度予算編成要綱が決定されましたときには、減税のばねの字もなく、いわゆる渋い予算、完全たな上げ予算、輸出中心のそれでありました。しかるに、我が党の追及と世論の反撃にあいまつたら、税制審議会に対しまして、当初相続税の諮問だけをしていたものが、次いで入易税、統一間接税、年末に至つて急遽当面の一

る根本的な基盤もなく、まことに、次から次への、その場限りの諸問題であります。そのため、でき上りました。今回の改正は、そのことごとくが、低額所得者に縛らぬかりもない、高額所得者、大企業擁護の政策減税であつて、世論はおろか、大蔵事務当局ですら陰で不評判さくさくといら始末であります。(拍手)

二百六十億の減税というのであります。ですが、これは名目減税であります。明年度税収は一兆二百五十九億、本年度の予算は九千四百六十九億でありますから、実は七百九十億の増税となる。自然増収を計算に入れましても大体なんどん、いかに理屈をつけようと、納税者一人当たりの財布から出る税金は、ことしよりも来年安くなることはなかなかどう、かえて高くなるのです。昭和九年から十一年の基準年次は、国税と地方税を合せまして一人当たり二十七円であります。本年は一万七千円。いかに物価倍率四百倍といたしましても、一万をこすくらいが普通であります。何としてもこれは重税です。しかし、今の納税者諸君は、國にどうしても必要な税金であれば払わないと決して言つてはおりません。言うなれば、税金が汚職や軍事費などに使用されいることに限りない不満を持つてゐるあります。(拍手)同時に、だれにでも納得できる、公平な、しかもわかりやすい税制を痛切に望んでいるのであります。今日租税の特別措置によつて払うのがほんとうだけれども、負けてある税金は三十二年度で七百八十億、これ、ことごとくといつていいほど大企業、大口所得者中心です。さらに、滞納が六百億、統いて賦税が、最近の

日新製糖を考慮に入れますならば、巨額に上ると推定されるのであります。かかる事態は、はじめな納税者の痛恨やる方ないところであります。(拍手)これは政治に対する危機ともなつておりまして、われわれ社会党が、数年来、安く、公平な、わかりやすい税制改正を主張し来たつたゆえんが、またここにあるのであります。

その意味においては、今回の政府案は、この根本的な問題をことごとくおかむりしたのみならず、かえつて逆行するがときことは、まことに遺憾千万といわなくてはなりません。

(拍手)

その第一は、一萬田大蔵大臣の一年がかりの構想であります減税貯蓄を柱とした租税特別措置法の改正、いかに改悪であります。本件に関しても、奇妙なことに、私は、日本社会党を代表するのみならず、与党内や大蔵省にある陰の正論の人々を代表して反対しなくてはならぬ実情であります。(拍手)税を知る心ある人々もまゆをひそめております法案であります。今日、預貯金の利息などにつきましては、原則として無税であるのみならず、分離課税の恩典もあり、そのほか至り尽せりの恩恵があるのであります。それにもかかわらず、今回また二ヵ年間の預貯金をしたり、あるいは株を買って塩づけにしておいたりしておく人々には三%の金を税金を負けてやるというのが、この法案であります。一体、この世の中に二ヵ年間金を積んでおける人はどういふ人でありますようか。こういう人は金持ばかり、そういう人は今どき金を遊ばしておくことはないであります。税金が安くなるなら、ほかに回し

ておいた金を預けるか、株を買うかするにすぎないのであります。政府が

かねや太鼓で新規貯蓄の増加を叫んだところで、あつちからこつちへ金の所

在が移るだけで、貯蓄総額は一向ふえ

ないであります。(拍手)しかも、所得税のかかっていない人には、どんなに貯蓄をしても負けてしまう本

体がないのでありますから、何にもならぬのであります。(拍手)税金のかかっている人は、金持になればなるほど得をします。これで五十億の減税で

す。こんなばかりだ、不公平な減税はしないのであります。この際こういうこ

とはやめて、巨額の財源はあげて低額

所得者の方へ回すべきではありますか。しかも、政府は、預金者保護に名を

かりて、取り扱う金融機関や証券業者

を制限し、株は全部適用すると表に言

いながら、実は内面指導をするのであ

りますから、結局これは株式市場に差別待遇を与え、混乱と権力介入を招くことになり、低額所得者の犠牲におい

ます。本件は、その大部分が大企業を中心として政策的に行われていますから、結果的には株式市場に差

く期限の切れるのを延長したものであ

ります。本来、この法律は、その大部分が大企業を中心として政策的に行

われているものであります。輸入を制限

しようととする政府が、税金の方では関

税の減免税を引き続いて無為無策に行

なっている態度には、解しかねるもの

があります。

最も重視されるべき所得税の改正は、

言うならば事務的改正であつて、問題

の本質を何ら検討しておりません。

一萬田大蔵大臣は、口を開けば、い

つも所得税中心の低額所得者の減税

と言つております。(拍手)しかも、その手続たる複

雑多岐、一体、特別措置は廃止してい

くの、税制は簡素化するなどと言つ

ていた政府は、どの口開いて世間に答

えるか、あきれ果てる次第であります。

(拍手)

法人税法の改正が、また、ねらいがおかしいのであります。中小企業の減

税のスロー・ガソンを政府与党から聞くこ

と久しいのであります。一体、今日の経

済の不況に真に苦しんでいるものはだ

れでありますよ。資本も少く、雇ひ

ねも夜は夜もすがら額に汗して働くべ

然増収を予定し、支出の方では正体不

き第一のものである。(拍手)政府案は

一率に二%の減税であります。税金とい

うのは、家計と違つて、出るをはかつ

て入るを制するものであります。財政

法に厳格に規定されておるゆえんであ

ります。何に使うか、いつ使うか、わ

けがわからない支出があるが、とにかく

くそれに必要な税金を出せなどといふことは言語道断であります。明らかに

に、これは、財政法をじゅうりんする

のみならず、税金の取り過ぎであります。

関税定率法の改正は、何の考案もな

く期限の切れるのを延長したものであります。

こそ、今日の急務といわなければならぬと思います。(拍手)

関税定率法の改正は、何の考案もな

く期限の切れるのを延長したものであります。

しかし、今日の急務といわなければならぬと思

うことは、財政法をじゅうりんするのみならず、税金の取り過ぎであります。

して、これは納税者に減税を施行して

返すべきものであります。減税したら

インフレになると言う人があります。

しかし、今の日本の経済は、国際取引においては九月以来堅実な黒字基調を

保つておなります。減税したら

インフレになると言ふ人があります。

しかし、今の日本の経済は、国際取引においては九月以来堅実な黒字基調を

昭和三十三年三月二十八日 案議院会議録第二十二号 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

○議長(金谷秀次君) 右の結果、四案とも委員長報告の通り決しました。

所得税法等の一部を改正する法律案

外三件を監査長報告の通り決算書に
可とする議員の氏名

阿左美廣治君
赤澤 正道君
秋田 大助君

有田 喜一君 有馬 英治君

井原 岸高君 生田 宏一君
地山 青志君 地田 勇人君

石坂繁君
犬養一萬田尙登君
建君今井耕君

宇都宮德馬君
植木庚子郎君
植村一君
白井莊一君

內海 安吉君

小川半次君
大石武一君
小澤伊重喜君
大倉三郎君

大島秀一君
大坪保雄君
大野市郎君

大橋 忠一君 大平 正芳君
大村 青一君 大村 又一郎君

加藤 精三君 加藤 高藏君
加藤常太郎君 菩野 参吉君

上林山榮吉君
龜山孝一君
川崎末五郎君
神田博君

川崎秀二君
川島正次郎君
菅野和太郎君

木村文男君
北澤義郎君
木村直吉君
北澤義郎君
木村文男君
北澤義郎君

北村徳太郎君
吉川清瀬一郎君
久野忠治君
久衛君

黑金 泰美君 小枝 一雄君

小金	義照君	小坂善太郎君
小島	徹三君	小平 久雄君
小西	寅松君	小林 長規君
河野	一郎君	高村 坂彦君
佐藤	鉢君	佐々木秀世君
坂田	道太君	齋藤 憲三君
籠織	彌三君	小山 長良君
佐藤	染作君	櫻内 義矩君
坂本	一雄君	高村 久雄君
重政	誠之君	高橋 雄次君
周東	英雄君	白濱 仁吉君
鈴木	善幸君	杉浦 武雄君
田子	一民君	田中 伊三次君
田中	彰治君	龍夫君
田中	正巳君	高岡 大輔君
高瀬	傳君	塙田十一郎君
高見	三郎君	千葉 三郎君
竹山祐太郎君	竹山祐太郎君	高橋 祐一君
中馬	辰猪君	竹内 俊吉君
堀島	正興君	渡海元三郎君
堀原	俊郎君	徳安 實賀君
中垣	國男君	内藤 友明君
徳田與吉郎君	徳二君	中川 俊思君
床次	徳二君	中村三之丞君
中島	茂喜君	中山 マサ君
中村	梅吉君	永山 忠則君
永田	寅太君	中川 康弘君
中村	寅太君	西村 南條
野澤	渡君	並木 芳輝君
二階堂	進君	中山 德男君
野依	清人君	西村 直己君
橋本登美三郎君	秀市君	野田 武夫君
長谷川四郎君	貞義君	畠山 鶴吉君
八田	清吾君	文平君
濱野	清吾君	元治君
原	建三郎君	橋本 龍伍君
早川	崇君	野田 武夫君

否とする議員の氏名	阿部 五郎君	薙ヶ久保光光君	青野 武一君	福井 順一君
	足鹿 覚君			福井 越夫君
	淡谷 悠藏君			福井 健司君
	井谷 正吉君			福井 古井
	井上 良二君			福井 渕上房太郎君
	伊瀬幸太郎君			福井 堀内
	猪俣 浩三君			福井 真崎
稲富 石村				福井 前田
稻富 石村				福井 松澤
移人君				福井 松永
英雄君 宥全君				福井 松本
稻村 隆一君				福井 三浦
	亘 四郎君			福井 水田
		喜久保光光君		福井 村上
		足鹿 覚君		福井 森下
		淡谷 悠藏君		福井 八木
		井谷 正吉君		福井 山崎
		井上 良二君		福井 山中
		伊瀬幸太郎君		福井 山本
		猪俣 浩三君		福井 横川
		英雄君 宥全君		福井 早瀬田柳右二郎君
		稻村 隆一君		福井 亘 四郎君
		稻村 隆一君		福井 否とする議員の氏名

矢尾喜三郎君 山崎 始男君 山下 榮一君 山口丈太郎君
山田 長司君 山本 幸一君 吉川 兼光君
横山 利秋君 吉田 賢一君 和田 博雄君
吉田 泰藏君 渡邊 慎藏君

日程第五 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程第五、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事田中正巳君。

右 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十三年二月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

身体障害者福祉法の一部を改正する法律

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「援護の機関(第九条—第十二条)」を「援護の機関(第九条—第十二条の二)」に改める。

市」を「市」に改める。

第一章中第十二条の次に次の二条を加える。

(民生委員の協力)

第十二条の二 民生委員法(昭和二十三年法律第二百九十八号)に定め

る。民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

第十八条第一項第三号中「他の者」を「国若しくは他の地方公共団体」に改め、同条中第四項を第五項とし、第二項及び第三項を一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 援護の実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、前項第三号の措置に代えて、社会福祉法人の設置する肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は身体障害者収容授産施設で厚生大臣の指定するものに身体障害者の収容を委託することができる。

一 前項第三号の措置をとることができないか又は相当でないとき。

二 当該施設に収容を委託するところが、前項第三号の措置をとるよりも、当該身体障害者の更生のため効果的であると認められるとき。

第三十六条の次に次の二項を加える。

(緑替支弁)

第三十六条の二 都道府県、市及び福徳事務所を設置する町村は、その長の管理に属する福徳事務所の管轄区域内にある身体障害者更生援護施設で厚生大臣の指定するものに対し他の都道府県知事又は市町村長が第十八条第二項の規定により身体障害者の収容を委託した場合においては、その委託に要す

る費用を一時繰替支弁しなければならない。

理
由

社法人の設置する肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は身体障害者収容授産施設で厚生大臣の指定するものに身体障害者の収容を委託することができる。

一 前項第三号の措置をとることができないか又は相当でないとき。

二 当該施設に収容を委託することができ、前項第三号の措置をとるよりも、身体障害者福祉法の施行事務に関する民生委員の協力義務を明らかにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

第三十六条の次に次の一条を加えよつて国会法第八十三条により送付する。

本改正法案のおもなる内容について申し上げますれば、その第一点は、身体障害者の収容委託についてあります。現在身体障害者を公費をもつて収容している更生援護施設は国立及び公立に限られていますが、身体障害者によつては、障害の特異性等により、民間の篤志事業として豊富な経験を有する社会福祉法人の設置する施設においてその更生援護を行つことが効果的た場合も考えられますので、国立、公立の施設における援護とあわせて、厚生大臣の指定するこれらの施設にも収容を委託できることといたしたことであります。なお、収容委託をする費用は、出身地の都道府県または市町村が全額を支弁し、國がその十分の八を負担することといたしておるのであります。

第二点は、身体障害者の更生指導につきましては、福祉事務所を中心とする公的機関の活動とあわせ、地域社会その他民間の協力がきわめて重要でありますので、今回特に民生委員の協力義務を明確にして、さらに積極的な協力を得ることにより、身体障害者の更生援護の円滑化をはかつたことになります。

本法案は、三月十九日本委員会に付託、翌二十日厚生大臣より提案理由の説明を聽取した後、身体障害者年金あるいは身体障害者の雇用等の諸問題について、きわめて熱心なる審議が行われたのでありますが、その詳細は会議録について御承知願いたいと存じま

次いで、昨二十七日の委員会において質疑を終了、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（益谷秀次君）採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

右の議案を提出する。
法律案
昭和三十三年三月二十六日
提出者
議院運営委員長 山村新治郎
議院法制局法等の一部を改正する法律
(議院法制局法の一部改正)
第一条 議院法制局法(昭和二十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の二条を加える。
第四条 各法制局に法制次長一人を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。
法制次長は、法制局長を助け、局務を整理し、各部課の事務を監督する。
法制局長に事故があるときは、法制局長が欠けたときは、法制次長が、法制局長の職務を行う。
(国会職員法の一部改正)
第二条 国会職員法(昭和二十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第五条の二中「各議院法制局の部長」を各議院法制局の法制次長若しくは部長に改める。
第三十五条中「法制局長」の下に「及び法制次長」を加える。
第三十五条の二中「法制局の部長」を「法制局の法制次長及び法制局長」の下に「及び法制次長」を加える。

議院法制局法等の一部を改正する
法律案

右の議案を提出する。

議院運營
委員長

參議院

第三回

第一条 議院法制局法（昭和二十三年 議院法制定局法の一部改正）

年法律第九十二号) の一部を次の
ように改正する。

第七条を第八条とし、第四条か

ら第六条までを一条ずつ繰り下げ
第三条の次に次の一条を加える。

第四条 各法制局に法制次長一人を置き、法制局長が、議長の同

意を得て参事の中からこれを命ずる。

する。

け、局務を整理し、各部課の事務を監督する。

法制局長に事故があるときは、法
制局長が欠けたときは、法

う。 制次長が、法制局長の職務を行

(国会職員法の一部改正)
第二条 国会職員法(昭和二十二年)

法律第八十五号) の一部を次のよう改正する。

第五条の二中「各議院法制局の 審査」と「各議院法規局の法規文書

「部長」を「各議院法務局の法務次長」若しくは「部長」に改める。

第三十五條中「法制局長」の下に
「及び法制次長」を加える。

第三十五条の二中「法制局の部長」を「法制局の法制次長及び部

長」に改め、「他の院の法制局の法
制局長」の下に「及び法制次長」を
加える。

第三十六条规定から第三十九条まで中「法制局長」の下に「及び法制次長」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

立案審議の機能の増進を図る等のため、あらたに各議院の法制局に法制次長を置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

提出者
昭和三十三年三月二十六日

議院運営
委員長 山村新治郎

法律
裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第二百三十七号）の一部を次のようない 改正する。

第七条第二項及び第十八条第二項 中「各三人」を「各四人」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

近時、事件数が増加する傾向にあり、かつ、事案の内容も複雑化してきたことにかんがみ、裁判官訴追委員会事務局及び裁判官弾劾裁判所事務局の参事及び主事をそれぞれ一人ずつ増員する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。これが、右の議案を提出する。

衆議院事務局職員定員規程案

提出者
議院運営委員長 山村新治郎

衆議院事務局職員定員規程

第一条 衆議院事務局職員（事務幹部長、休職者及び非常勤職員を除く。）の定員は、千四百二十三人とする。

第二条 前条の定員のほか、国会の会期中監督に従事させるため、臨時に三十人を置くものとする。

附 則

1 この規程は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定にかかるらず、同条に規定する定員は、昭和三十三年九月三十日までの間は千四百十八人とする。

2 衆議院事務局職員定員規程（昭和二十二年七月十二日議決）は、廃止する。

衆議院法制局職員定員規程案
右の議案を提出する。

昭和三十三年三月二十六日

提出者
議院運営委員長 山村新治郎

衆議院法制局職員定員規程

衆議院法制局職員（法制局長、休職者及び非常勤職員を除く。）の定員は、六十六人とする。

附 則

1 この規程は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 衆議院法制局職員定員規程（昭和二十三年七月五日議決）は、廃止する。

○長谷川四郎君登壇

第一に、議院法制局法等の一部を改正する法律案外三件について、提案の趣旨を御説明いたします。

第一に、議院法制局法等の一部を改正する法律案は、最近における立法事務の増加に応じ各議院法制局の機構を整備するため新たに次長を設けるとともに、これに併し、国会職員考査委員会の委員に法制次長を加えるための必要な改正であります。

第二に、裁判官彈劾法の一部を改正する法律案は、訴追委員会及び彈劾裁判所の各事務局に置かれている参事、主事各三人を、振りかえによりまして各四人と改めるものであります。実質的な増員ではありません。

第三に、事務局職員定員規程案及び法制局職員定員規程案は、事務局における遺記者の増員と常勤職員の定員化に伴うもの、及び、この際事務局、法制局ともに各省定員法の規定にならない、それぞれ総定員を一本に規定せんとするものであります。

以上、各案ともに議院運営委員会において起草、提出したのであります。何どぞ御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(長谷川秀次君) 四案を一括して採決いたします。四案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(長谷川秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、四案とも可決いたしました。

○山中寅則君　議事日程追加の緊急點
取の禁止に関する条約の締結に
ついて承認を求めるの件
人身売買及び他人の売春からの押
取を提出いたします。すなわち、この
際、人身売買及び他人の売春からの押
取の禁止に関する条約の締結につい
て承認を求めるの件を議題となし、委員
長の報告を求め、その審議を進めら
んことを望みます。

○議長（益谷秀次君）　山中君の動議に
御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認
めます。よって、日程は追加せられま
した。

人身売買及び他人の売春からの押取
の禁止に関する条約の締結について承
認を求めるの件を議題といたします。
委員長の報告を求めます。外務委員会
理事山本利壽君。

右
国会に提出する。

昭和三十三年三月六日

内閣総理大臣　岸　信介

人身売買及び他人の売春からの押
取の禁止に関する条約の締結につい
て承認を求めるの件

人身売買及び他人の売春からの押
取の禁止に関する条約の締結につい
て、日本国憲法第七十三条第三号を
だし書の規定に基き、国会の承認を
求める。

人身売買及び他人の売春から拘束取の禁止に関する条約は、すでに存する婦女売買禁止に関する四の条約（わが國は、そのうち三の条約の当事国）の内容を統一整理し、かつ、これに所要の改正を加えたものであつて、締約国における人身売買及びこれを助長する行為を禁止し、あわせてその目的達成のため国際的に協力することを定めるほか、売春者の更生、社会的補導等についても規定している。わが國がこの条約に加入することは、時宜に適したことと認められるので、この際、この条約に加入することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

二十日、「婦人及兒童ノ賣買禁止
ニ關スル國際條約」

3に掲げる議定書により改正さ
れた千九百三十三年十月十二日の

成年婦女子の売買の禁止に関する

國際條約が有効であるので、

千九百三十七年に、國際連盟は、

前記の文書の適用範囲を拡大する条
約案を作成したので、また、

前記の文書を統一し、かつ、千九
百三十七年の条約案の内容に望まし
い変更を加えたものを具体化する条
約を締結することが、千九百三十七

年以来の諸事情によつて可能となつ
てゐるので、締約国は、ここに、次の
とおり協定する。

第一条

この条約の締約国は、他人の情欲
を満足させるために次のことを行う
いかなる者をも処罰することに同意
する。

- 1 婦春を目的として他の者を、そ
の者の同意があつた場合において
も、勧誘し、説引し、又は拘束す
ること。
- 2 本人の同意があつた場合におい
ても、その者の妻春から奪取する
こと。

第二条

この条約の締約国は、さらに、次
のことを行ひいかなる者をも処罰す
ることに同意する。

- 1 婦春宿を經營し、若しくは管理
し、又は情を知つて、これに融資
し、若しくはその融資に関与する
こと。

第七条

この条約に掲げる違反行為のため
に外國で受けた過去の有罪判決は、
受けた者すでに外國で裁判を受け

て、建物その他の場所又はその一部
を貸与し、又は賃貸すること。

第三条及び第二条に掲げるいすれ
かの違反行為の未遂及び予備も、ま
た、国内法が認める範囲内で処罰さ
れるものとする。

第一条及び第二条に掲げるいすれ
かの違反行為の未遂及び予備も、ま
た、国内法が認める範囲内で処罰さ
れるものとする。

第一条及び第二条に掲げる違反行
為に対する加担行為も、また、国内法が
認める範囲内で処罰されるものとす
る。

国内法が認める範囲内で、次の目的
のために考慮に入れられるものとす
る。

1 常習性を証明するため。
2 犯罪者の公権行使する資格を喪失させるため。

第八条

第一条及び第二条に掲げる違反行
為は、この条約のいずれかの締約國
の間で締結されているか、又は将来
締結される犯罪人引渡し条約における
引渡罪とみなされるものとする。

この条約の締約国で、犯罪人引渡
について条約の存在を条件としない
ものは、今後、第一条及び第二条に
掲げる違反行為を、これらの国の間
において、引渡しに係る事件と認める
ものとする。

犯罪人引渡は、その請求を受けた
國の法令に従つて行われるものとす
る。

第九条

自國民の犯罪人引渡が法令で認め
られていない国においては、その國
の國民で第一条及び第二条に掲げる
違反行為のいずれかを国外で犯した
後に自國に帰国したものは、自國の
裁判所で訴追され、かつ、処罰され
るものとする。

この条約の締約国は、自國の国内
法及び慣習に従つて、この条約に掲
げる違反行為に関する司法共助の嘱
託書を実施する義務を負うものとす
る。

たものには、適用しないものとす
る。ただし、有罪の場合には、服役
を完了し、又は当該外国の法令に從
つて刑を免除され、若しくは減刑さ
れたものに限る。

1及び3の場合は、司法共助の嘱
託書は、嘱託当局の國語による翻訳文
を要求することができる。

この条約の各締約国は、他の各締
約国に対し、前記の送付方法のうち、
自國がそれらの國の司法共助の嘱託
書のため承認する一又は二以上の方
法を通知するものとする。

締約国が前記の通知を行つまでの
間、司法共助の嘱託書に関する手
續を通知するものとする。

この条約の締約国は、自國の現行の
手続によるものとする。

司法共助の嘱託書の実施により、
鑑定人の費用以外のいかなる性質の
料金又は費用の支払請求權も生ずる
ことはないものとする。

この条約のいかなる規定も、この条
約の締約国が刑事事件について、そ
の国内法に反する立証形式又は証
明方法を採用することを約束するもの
と解してはならない。

この条約の締約国は、この条約に掲
げる違反行為を調査した結果を
整理しきつまとめて任務とする
機関を設置し、又は維持するもの
とする。

前記の機関は、この条約に掲げる
違反行為の防止及び処罰に役だつと
考えられるすべての情報を収集し、

類は、前記の送付先當局から直接
に受領するものとする。

1及び3の場合は、司法共助の嘱
託書の写一通を受託國の上級當局に
必ず送付するものとする。

法當局又は同國政府の指定する當
局に送付するものとし、かつ、司
法救助の嘱託書の実施に關する書

類は、前記の送付先當局から直接
に受領するものとする。

1及び3の場合は、司法共助の嘱
託書の写一通を受託國の上級當局に
必ず送付するものとする。

昭和三十三年三月二十八日 衆議院会議録第一十二号 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件

かつ、他の国の対応する機関と密接な連絡を保つものとする。

第十五条

前条の機関について責任を負う當局は、国内法が認める範囲内で、かつ、その当局が望ましいと認める程度において、他の国の対応する機関について責任を負う當局に次の情報を提供するものとする。

1 この条約に掲げる違反行為又は

その未遂に關する詳細

2 この条約に掲げる違反行為のい

ずれかを犯した者の捜査、訴追、逮捕、有罪判決、自認の拒否及び送還に關する詳細、その者の動静並びにその者についての他の有益な情報

3 売春を目的とする国際的・人身売買を防止するため、鐵道停車場、空港、海港、旅行中及び他の公開の場所の取締を確保するための適當な措置を執ること。

4 前記の人身売買の主犯及び共犯又はその被害者であると疑うに足りる者の到着を當局が知ることができるよう適切な措置を執ること。

5 前記の各締約國は、その領域のこれらの者による通過を容易にするものとする。この条約の各締約國は、その領域のこれららの者によ

6 前項に掲げる者が、本国への送還の費用を返済することができず、かつ、本人に代つてその費用の支払を行ふ配偶者、親族又は保護者を有しないときは、その本国に向つて最も近い國境、乗船港又は空港までの送還費用は、その者が居住している國の負担とし、残余の旅行の費用は、その本国の負担とする。

7 第二十三条

この条約の締約國は、国内法が定める条件に従い、売春者である外国人から、その身元及び身分關係を確かめるため、並びにそれが本国を去らせるに至つたかを知るために供述を取ることを約束する。入手した情報は、それらの者が将来本国に帰国することに同意する。

8 第十九条

この条約の締約國は、国内法が定める条件に従い、できる限り次のことを行なうことを約束する。ただし、国内法に対する違反を訴追又はこれと対しその他の措置を執ることを妨げない。

9 第二十一条

この条約の締約國は、国内法が定める条件に従い、できる限り次のことを行なうこと約束する。ただし、國とする男女の人身売買を防止するため、出入國に關連して、この条約に基づきその義務として要求されている措置を執り、又は維持することを約束する。

10 第二十二条

この条約の締約國は、特に、次のことと約束する。

- 1 出入國者、特に婦人及び児童を到着地及び出発地において並びに

その旅行中において保護するため必要な規則を設けること。

2 前記の人身売買の危険を公衆に警告する適當な周知方法を講ずる

法令に従つて強制退去を命ぜられたものを本国に送還すること。本

の者に対する権限を行使する者か

ら送還を要求されているもの又は

法令に従つて強制退去を命ぜられ

たものを本国に送還すること。本

の者に対する権限を行使する者か

刑行し、かつ、すべての国際連合加盟国及び第二十三条の規定に従いこの条約を正式に通報してある非加盟国に送付するものとする。

この条約の締約國の間にこの条約の解釈又は適用に關して紛争が生じ、かつ、その紛争を他の方法で解決することができないときは、その紛争は、すれかの紛争当事國の請求により、国際司法裁判所に付託するものとする。

この条約は、すべての国際連合加盟国及び経済社会理事会が招請状を発したすべての他の國の署名のために開放しておく。

この条約は、批准されなければならず、批准書は、国際連合事務総長に寄託するものとする。

この条約は、すべての国際連合事務総長は、すべての国際連合加盟国及び第二十三条の規定に規定する非加盟國に次の事項を通報しなければならない。

(a) 第二十三条の規定に従つて行われた署名並びに受領した批准書及び加入書

(b) この条約が第二十四条の規定に従つて効力を生ずる日

(c) 第二十五条の規定に従つて行われた廢棄通告

この条約の各締約國は、その憲法の規定に従い、この条約の適用を確保するため必要な立法上その他の措置を執ることを約束する。

この条約の各締約國は、その憲法の規定に従つて代るものとし、それらの文書は、それぞれ、そのすべての締約國がこの条約の締約國となつた時に終了したものとみなされる。

この条約の規定は、その締約國の間の關係においては、前文の第二項の1、2、3及び4に掲げる国際文書の規定にとつて代るものとし、それらの文書は、それぞれ、そのすべての締約國がこの条約の締約國となつた時に終了したものとみなされる。

この条約は、二番目の批准書又は加入書の寄託の日の後九十日目に効力を生ずる。

二番目の批准書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准し、又はこれ

に加入する各國については、この条約は、その國が批准書又は加入書を寄託した後九十日目に効力を生ずる。

第二十五条

この条約の効力は、後五年が経過した後は、この条約のいずれの締約國も、国際連合事務総長にあたる書面の通告により、この条約を廢棄することができる。

廢棄は、廢棄通告を行つた國について、その通告を国際連合事務総長が受領した日から一年で効力を生ずる。

この条約の事項に關して公布される事項に關してすでにその國で公布されている法令及びこの条約の適用に關して締約國が執るすべての措置を国際連合事務総長に通知するものとする。

この条約は、二番目の批准書又は加入書の寄託の日の後九十日目に効力を生ずる。

二番目の批准書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准し、又はこれ

育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条に規定する経費を除く。の二分の一を負担する。ただし、その負担額は、政令で定めるところにより、義務教育諸学校の種類に応じ、児童又は生徒（盲学校及び聾学校にあつては、児童及び生徒）の数を基礎として、各学校ごとに算出した額の合算額の二分の一を限度とする。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第六条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（教材費の国庫負担）

第六条 国は、毎年度、各都道府県及び市町村ごとに、その設置する養護学校の小学部及び中学部における教育の教材に要する経費（理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条に規定する経費を除く。の二分の一を負担する。ただし、その負担額は、政令で定めるところにより、就学させる児童及び生徒の心身の故障の区分に応じ、児童及び生徒の数を基礎として、各学校ごとに算出した額の合算額の二分の一を限度とす る。）

第二条中「るう学校」を「警学校に改める。

第十二三条中「学校の」を「高等學校（高等学校、農學校及び養護學校の高等部を含む。）」に改め、同条ただし書きを削る。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

昭和三十二年度までの國庫負担金については、なお従前の例による。

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右
酒税法の一部を改正する法律案

和三十三年一月二十九日
内閣総理大臣 岸 信介

**酒税法の一部を改正する法律
酒税法(昭和二十八年法律第六号)**

第二十二条第一号中「二万三千

「百円」を「二万五百円」に、「一千八
円」を「千六百四十円」に改め、同

五千八百円」に、「千四百十円」を「

「一百七十円」に改め 同条第四号

「千九百五十円」を「千八百三十四
に、「一万二千七百円」を「一万千

「五百」は、「七百十巴」を「六百三十五巴」と、「千七百三十巴」を「千六百

円」に改め、同条第五号中「一万六千五百四二、八百

「五百三十円」を「八百
十円」を「七百九十円」に改め、同

第八号中「五千三百円」を「四千八
円」に改め、同条第九号中「一万二千

五百甲」を「一万千四百甲」に、「半」

「千百四十巴」を「千百四十巴」に改める。

1 附 則

二　一日から施行する。

は課すべきであつた酒税についても、
まことに左の判決である。

3 次に掲げる場合における酒税は、がお前による。

徴収については、なお従前の例による。

昭和三十三年三月二十八日 衆議院会議録第一二二号 酒税法の一部を改正する法律案外二案

一定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた酒類について、その承認の際税務署長又は税關長が指定した期限までに同条第三項に規定する書類の提出がない場合定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出された酒類について、その承認の際税務署長が指定した期限までに同条第三項に規定する書類の提出がない場合及び当該酒類がこの法律の施行後に酒稅法の施行地において消費され、又は当該施行地において消費する目的で譲り渡された場合

二 この法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例における國際連合の軍隊の地位に関する規定により酒稅の免除を受けた酒類について、この法律

4 この法律の施行後にこれらの法律の規定により酒税の追徴が行われる場合、
5 対する罰則の適用については、な
お従前の例による。
5 租税特別措置法（昭和三十一年
法律第二十六号）の一部を次のよ
うに改正する。

第八十五条第一項中「焼ちゅう」
については、百分の八十」を「清酒
第二級及び合成清酒第二級につい
ては百分の七十五、焼ちゅうにつ
いては百分の八十五」に改め、同
条第二項中「焼ちゅう」については、
は、百分の二十」を「清酒第二級及
び合成清酒第二級については百分
の二十五、焼ちゅうについては百
分の十五」に改める。

第八十六条中「一万三百円」を
「九千三百円」に、「九千百円」を
「八千百円」に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、最
近における酒税負担の実状にかえり
み、清酒第二級、合成清酒第二級、
焼ちゅう、雑酒第二級等の下級酒類
に対する酒税の税率を引き下げる必
要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

右
国会に提出する。
昭和三十三年二月二十一日
内閣總理大臣 岸 信介
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律
交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。
第四条中「百分の二十六」を「百分の二十七・五」に改める。
附 則
この法律は、公布の日から施行し、改正後の第四条の規定は、昭和三十一年度分の予算から適用する。
理 由
一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の収入見込額を基礎とするものの算定の基準となる割合を、昭和三十三年度以後、百分の二十七・五に引き上げることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
〔報告書は会議録追録に掲載〕
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十三年三月五日
内閣總理大臣 岸 信介

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障条約第三条に基く行政協定
の実施に伴う関税法等の臨時特例に
関する法律（昭和二十七年法律第百
十二号）の一部を次のように改正す
る。

改正する法律

第一条中「及び地方道路税法（昭和
三十年法律第二百四号）」を「地方道
路税法（昭和三十年法律第二百四号）及
び輸入品に対する内国消費税の徵收
等に関する法律（昭和三十年法律第
三十七号）」に改める。

第十一一条第一項中「第六条の規
定の適用を受けた物品を」を削り、「契
約者等以外の者に譲渡」を「契約者等
以外の者（以下次条において「合衆國
軍隊等以外の者」という。）に対し、
第六条の規定の適用を受けた物品の
譲渡」に改め、「本条」の下に「及び次
条第三項を加え、ただし書を削る。

第十二条の見出しを「免稅物品の
譲受の際の関税の徵收等」に改め、
同条第一項中「合衆國軍隊」を「合衆
國軍隊等以外の者が、合衆國軍隊」
に、「及び契約者等以外の者が」を
「若しくは契約者等又はこれらの者
であつた者から」に、「及び関税定率
法」を「、関税定率法及び輸入品に對
する内国消費税の徵收等に關する法
律並びに酒税法第四十五条及び第八
章中同条に係る部分」に改め、ただ

し書を削り、同条第四項中「第一項」を「前各項」に改め、同項に後段として次のよう^てに加え、同項を同条第六項とする。

この場合において、第二項及び内国消費税については第一項の規定又は第三項の規定により当該物品につき関税及び内国消費税を徴収したときは、当該物品は、第一項の規定により適用することとされる関税法第六十七条の規定による輸入の許可があつた貨物とみなす。

第十二条第二項中「前項において準用する」を「第一項の規定により適用することとされる」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 合衆国軍隊等以外の者が前項の規定により適用することとされる関税法第六十七条に規定する輸入の許可を受けないで同項に規定する物品（同法第七十条第三項又は第七十一条第一項の規定により輸入を許可しない物品を除く）の譲受をした場合（当該物品について、同法第一百八十二条その他の法令の規定により没収又は追徴が行われた場合及び同法第一百三十八条又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条の規定による通告処分の履行があつた場合を除く。）においては、その関税については、同法第四条から第六条までの規定にかかわらず、その譲受

人を當該物品に係る關稅の納稅義務者とし、その關稅（同法第八十五条第一項の規定により充當する場合の關稅を含む。）は、當該物品の譲受の日において適用される法令並びにその時の性質及び数量によるものにつきその關稅及び内國消費稅の完納前に更に譲受をした者があるときは、その者に、その關稅及び内國消費稅につき同項の譲受人と連帶して納付する義務を負う。その他の同項の物品でその性質、形状等により明らかに外國産品であると認められるものにつきその關稅及び内國消費稅の完納前に更に譲受をした者がその譲受又は譲渡を営業とする者であるとも、また同様とする。

5 国消費税につき納稅の告知がされていないときは、税關職員は、すみやかに納稅の告知をしなければならない。

前項の場合において、同項の物品がその指定された期限までに保税税地域に入れられなかつたときは、税關職員は、当該物品を保税地に入れ、その運搬及び保管の費用を、当該物品につき同項前段の命令を受けた者から徴収することができる。

第十二条に次の一項を加える。

8 第三項の規定により納付すべき関税については、関税法第百十一条の規定は、適用しない。

第十三条中「並びに第八条本文の規定により又は第十二条第一項の場合において関税法」を「第八条本文又は前条第二項若しくは第三項」に改め、「関税」の下に「並びに同条第五項の規定により徴収する費用」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該費用は、関税に先だつて徴収する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第十二条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲受がされた物品で、同項の規定により適用することとされる場合により適用することとされる

3 前項に規定する物品について
は、同項の規定によるほか、改正
後の日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障条約第三条に基く行
政協定の実施に伴う関税法等の臨
時特例に関する法律（以下「新法」
といふ。）第十二条第二項中関税法
第六条の規定に係る部分、新法第
十二条第四項及び第五項並びに新
法第十三条中同項に係る部分の規
定を準用する。

理由

合衆国軍隊の構成員等の用に供す
るため免税で輸入された物品が譲渡
された場合における関税法等の適正
な執行を図るために、これらの物品に
ついての関税及び内国消費税の徴収
等に関する規定を整備する必要があ
る。これが、この法律案を提出する
理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障条約第三条に基く行政協
定の実施に伴う関税法等の臨時特
例に関する法律の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院において可決
した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和二十三年三月二十四日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

〔井上良二君登壇〕
[報告書は会議録追録に掲載]
○井上良二君　ただいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果の御報生を申し上げます。
まず、酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。
この法律案は、最近における酒税負担の実情に顧みて国民大衆の税負担の軽減をかるため、今次税制改正の一環として、清酒二級、合成清酒二級、しょうゆや、雑酒二級等の酒類に対する酒税の税率をおおむね一割引き下げることとしたそらとするものであります。
本案につきましては、横山利秋君十二名提出の修正案が提出いたされたのであります。修正の趣旨は、ビールに対する酒税の税率を一五%程度引き下げようとするものであります。
本案並びに修正案につきましては、慎重審議の結果、本二十八日質疑を終了いたしました。次いで、修正案について国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を聴取いたしましたところ、坊政務次官より反対の旨が述べられました。
かくて、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入りましたところ、まず横山利秋君外十二名提出の修正案は起立少數をもって否決され、次いで原案について採決いたしましたところ、起立総員をもつて可決いたしました。

次いで、委員長より次の附帯決議案が発議され、これについて採決いたしましたところ、全会一致をもってこれを付すべきものと決しました。
附帯決議の案文は次の通りであります。
今回の酒税法の改正に当つては、原 料の値上がりその他の理由によつて若しも価格の改訂を必要とする場合は別途これを検討すべきものであつて、減税の効果はすべて消費者に及ぼすより処理すべきである。
右決議する。
右決議する。
次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。
この法律案は、別途今国会に提出された地方交付税法の一部を改正する法律案の成立に伴いまして、毎会計年度地方交付税相当分として一般会計から本特別会計に繰り入れるべき金額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十六に相当する金額と定められておりますを、百分の二十七・五に改めることといたしております。
最後に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。
この法律案は、合衆国軍隊の構成員等の用に供するため免税で輸入された物品が国内で転売された場合における関税等の確保をはかるため、次の諸点について改正を行うことといたしておられます。

ます第一点は、免税輸入物品の譲り受けがあつた場合の納税義務者に関する規定を整備することとし、税関の許可を受けないでこれらの物品を譲り受けた場合には申告を待たずに、一方的に告知、徵稅できることとしたしてお

ります。第二点は、納稅義務のある者が未納稅の譲り受け物品を所有し、また所持している場合、及び、法令の規定により譲り受けの許可をすることができない譲り受け物品を所有します。

たは所持している場合は、これらの物品を保税地域に入れるなどを強制できることといたします。

以上の二法律案につきましては、審議の結果、本二十八日質疑を終了し、

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時六分散会

出席國務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

外務大臣

出席政府委員

外務政務次官

松本

瀧藏君

出席國務大臣

一萬田尚登君

遠藤 錄三君

川野 幸滿君

平野 三郎君

西村 力弥君

出席國務大臣

大蔵委員

足立 鶴郎君

松田 鐵藏君

川島正次郎君

山崎 始男君

出席國務大臣

法務委員

大蔵 健君

栗山 博君

永井勝次郎君

内閣委員

内閣委員

赤松 勇君

小松 幹君

大森 玉木君

内閣委員

内閣委員

山口善久一郎君

栗山 博君

永井勝次郎君

内閣委員

内閣委員

山崎 始男君

栗山 博君

内閣委員

内閣委員

内閣委員

赤松 勇君

小山 亮君

中村 高一君

内閣委員

内閣委員

大森 玉木君

栗山 博君

永井勝次郎君

内閣委員

内閣委員

赤松 勇君

小山 亮君

中村 高一君

内閣委員

内閣委員

大森 玉木君

栗山 博君

永井勝次郎君

内閣委員

内閣委員

赤松 勇君

小山 亮君

中村 高一君

内閣委員

内閣委員

大森 玉木君

栗山 博君

永井勝次郎君

内閣委員

内閣委員

赤松 勇君

小山 亮君

中村 高一君

内閣委員

大蔵政務次官 坊 秀男君
厚生省社会局長 安田 肇君

古川 丈吉君
犬養 健君

森 三樹二君
大村 清一君

平野 三郎君
伊藤卯四郎君

橋本登美三郎君
堀川 恭平君

山口善久一郎君
柳田 秀一君

森 三櫻二君
島上善五郎君

竹山祐太郎君

○朗誦を省略した報告

(法律公布奏上及び通知)

一、昨二十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

脊椎法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

旅館業法の一部を改正する法律

一、昨二十七日建設委員会において、郵便振替貯金法の一部を改正する法律

農林水産委員会
社会労働委員会

松田 竹千代君
遠藤 三郎君

松田 竹千代君
赤松 勇君

大村 清一君
山崎 始男君

馬場 元治君
井出 一太郎君

馬場 元治君
岸高君

一、昨二十七日建設委員会において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大蔵 健君

大蔵 健君

大蔵 健君

大蔵 健君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

一、昨二十七日内閣から提出した条約

農林水産委員会
通信委員

栗山 博君
森本 靖君

栗山 博君
伊藤卯四郎君

栗山 博君
赤松 勇君

栗山 博君
赤松 勇君

農業改良助長法の一部を改正する法律案

地すべり等防止法案

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨二十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

狩猟法の一部を改正する法律案

郵便振替金法の一部を改正する法律案

旅館業法の一部を改正する法律案

(議案撤回) 郵便振替金法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日議員から次の議案が撤回する旨の申出があつた。

地すべり等による災害の防止等に関する法律案(井手以誠君外二十五名提出)

(議案撤回通知)

一、去る二月二十一日予備審査のため参議院に送付した次の議案は提出者から撤回の申出があり、昨二十七日委員会においてこれを許可した旨同院に通知した。

地すべり等による災害の防止等に関する法律案(井手以誠君外二十五名提出)

衆議院会議録第二十号中止誤

ペジ段行誤正
三五
一から六
報告の報告は

昭和三十三年三月二十八日 衆議院會議録第二十二号

三九六

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価 一部十五円
(但し良質紙は二十円)
発行所 東京新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段橋三一
古董課